

自治会が担う業務など

自治会が担う業務

自治会は、市と協働することで、きめ細かな住民サービスを支えています。また、手数料などの報酬を得ることで、会の運営に役立てています。業務内容としては、行政情報紙（広報紙、回覧文書）の配布や事業への参加、地域での協議・調整などがあります。

4 地域での協議調整、意見などの取りまとめ

市が進める事業や市民サービスの円滑な運用に向け、地域内での協議調整や意見の取りまとめなどを行います。

No.	種 類	内 容	担 当 課
1	街頭消火器設置事業	設置箇所の選定及び承諾等の交渉依頼	危機管理課 ☎225 局 2190
2	自主防災倉庫設置事業	設置箇所の選定及び承諾等の交渉依頼	
3	災害時応急給水用井戸水等指定事業	井戸の推薦及び承諾等の交渉依頼	
4	防犯灯の設置・変更	防犯灯の設置や変更箇所の選定、承諾などの交渉依頼、開発業者からの防犯灯設置についての相談	セーフコミュニティ イクラし安全課 ☎225 局 2148
5	交通危険箇所等の協議	注意看板等の設置	交通安全課 ☎225 局 2760
6	ごみ集積所設置事業	ごみ集積所設置に伴う調整、申請及びごみの出し方等の指導	環境事業課 ☎225 局 2790
7	道路整備事業	工事説明会及び境界査定立会い	道路整備課 ☎225 局 2310
8	道路整備要望	市道の整備に対する要望	道路管理課 ☎225 局 2300
9	道路維持補修事業	市道舗装の補修、街路灯・カーブミラーの設置、街路樹の管理などに関する協議調整と地元要望の取りまとめ	道路維持課 ☎225 局 2320
10	住居表示の調整	住居表示実施に伴う地元調整	まちづくり指導課 ☎225 局 2420